

# 今年度から教育ローンの利子補給制度が 開始されます！

## ○教育ローン利子補給制度とは？

- ・大学等（専修学校の専門課程、短期大学、専門職短期大学、専門職大学及び大学）で修学する子供のために教育ローンの申込みを行った保護者の方を対象に、発生した利子分の金額を補助する制度です。

## ○利子補給の申請条件について（片品村教育ローン利子補給交付要綱）

- ・村内金融機関の教育ローンであること。
- ・他で利子補給を受けていない教育ローンであること。  
※複数の教育ローンを申し込んだ場合でも、利子補給が受けられるのは1人の修学者につき1つの教育ローンまでです。
- ・申請者が村内に1年以上居住していること。
- ・申請者の総所得が1,000万円を超えていないこと。
- ・申請者及び同一世帯の親族が村税等の未納がないこと。 等

## ○最大8万円の補助が受けられます！

- ・利子補給は年間8万円を限度とします。
- ・利子補給は「修学年数+2年」の期間まで受けられます（※元金据置期間を含む）。  
例）4年制大学なら6年間（最大48万円）、3年制専門学校なら5年間（最大40万円）
- ・令和5年4月1日以降に発生した利子で、申請年度の前年度に支払った利子分の金額が補助されます（※事前の利用届出が必要です）。  
例）令和5年度に支払った利子分については、令和5年度中に利用届出を済ませ、令和6年度に交付申請をする形になります。

## ○利子補給の申請方法について（申請書様式は片品村HPからダウンロードできます）

- ①令和5年11月末までに、利用届出書（様式第1号）を教育委員会へ提出してください。
- ②令和6年4月末までに、交付申請書兼請求書（様式第2号）を教育委員会へ提出してください。  
※利用届出書の提出は初回のみ、交付申請書兼請求書は毎年度提出が必要です。  
※利用届出や交付申請には各種書類の添付が必要です（教育ローンの証書、入学通知書、修学者及び保護者のマイナンバーカード、支払った利子相当額を証する書類 等）。あらかじめご準備をお願いいたします。

【お問い合わせ】

片品村教育委員会事務局

TEL:0278-58-2144(直通)